

# 情報化社会と統計調査の危機

吉 田 忠

〔I〕はじめに——情報化社会・情報・統計資料——

## (1)情報化社会と情報

本稿は、いわゆる情報化社会の進展にもかかわらず、いや逆にその進展によって社会情報の中心である統計資料を作成する社会的条件が崩壊しつつある状況をとらえ、それに対する方策を示す事を目的とする。それは、情報化の進展が唱えらえる一方で、人々が真に知りたい情報から遠ざけられつつある現代社会の状況と関わり合う問題でもある。

「情報化」という奇妙な言葉は、「自由化」が「自由が多くある状態になる事、ないしする事」を意味するように、「情報が多くある状態になる事、ないしする事」を意味しているのであろう。しかし、「情報」の意味は一様でない。Webster's Dictionary 等によれば、情報 (information) の動詞 to inform は、to give form to とか to give knowledge of something to とかであるが、information には、(イ) an informing or being informed (ロ) knowledge acquired in any manner の2つの意味がある。前者は communication、後者は news といい換える事ができるが、両者は截然と区別されなければならない。前者を情報A、後者を情報Bとよぼう。

いわゆる情報化社会は、この時、情報Aに関わる電子工学的な手段(media)の発達により、大量の情報Bが迅速かつ利用し易い形で伝達されるように

なった社会，という事ができる。しかしそこでは，情報A，情報Bが共に特異な変質を蒙って独自の性質をもつようになっている。

まず情報Bである。newsは，新聞記者の心得としてよくいわれるように，5つのW(誰が who, 何時 when, 何処で where, 何故 why, 何を what, 為したか)を持っているが，社会情報であるためには，それが誰によってどのようにとらえられたものであるかが示されなければならない。統計資料の利用に際しては，統計調査の5つのW(wer 調査主体, was 調査対象, wenn 調査時期, wo 調査範囲, wie 実査方式)を知る事が必須の前提である事と全く同じである。

ところが情報化社会の情報Bでは，このような社会の現実との関わり合いが総て切り捨てられている。特に大量の情報Bをどの高速演算通信システムからでもアクセスできる形に集約したデータベースでは，その情報Bが社会の現実からとり出される過程と方法を全くのブラックボックスにしている。文字通りの data givenなのである。

次に情報Aに関して情報化社会での特質としてよく挙げられるのは，それが，(イ)パーソナルコミュニケーション(個別相互性)，(ロ)マスコミュニケーション(大量一方性)と発展してきて，(ハ)ネットワークコミュニケーション(大量多面相互性)に達したという点であろう。確かにこの特質は認められる。しかし，多数が相互に発受信し合う時，(イ)や(ロ)の段階のように社会関係という場にある人々の間のコミュニケーションというより，1個の点に還元された人々の間のものである場合が多い。第三者に煩らわされる事なく自ら出したい情報を発信し，自ら欲するものを受信しようとする。その意味で，現代の社会生活で多くの人々が志向しつつある「個室化」に対応したコミュニケーションの形，と見る事ができよう<sup>1)</sup>。重要な事は，ここでの情報交換が個人のプライバシー意識と両立する，というよりもそれ

---

1) クリフォード・ストール著=倉骨彰訳『インターネットはからっぽの洞窟』(草思社，1997年)，27～73頁。

に支えられたものだ，という事である。さらにいえば，人々がこのプライバシー意識をその「個室化」を守ろうとする意欲と等置している事である。

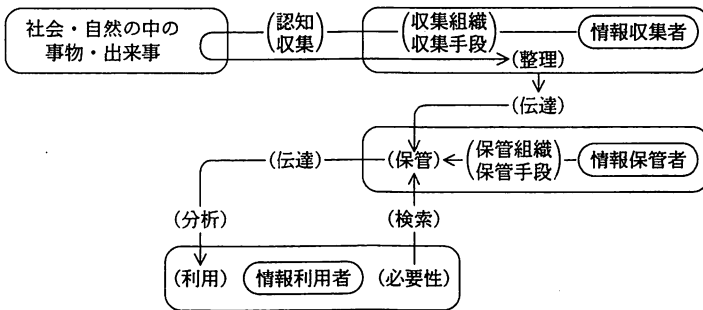
(2)社会情報としての統計資料

情報化社会がもたらしたこの状況は，統計資料の作成過程で大きな阻害要因になりつつあるが，それは統計資料の持つ社会的特質と深く関わり合っている<sup>2)</sup>。

人々の仕事や生活での必要性に応じてある人々によって収集・整理された，人間とその自然・社会環境での事物や出来事に関する新しい知識で，伝達・保管・検索・分析をへて必要とする人々によって利用されていくようなものを社会情報とよぶ（図－1）。社会情報がその収集者によって認知・収集・整理され，続いてその保管者の保管手段に適した形態，さらに人々の検索・利用に容易な形態，例えば，調査報告書・フロッピー・CD-ROMなどに収められた時，これを社会的事実資料とよぶ事にしよう。

社会的事実資料のうち，その対象たる事物・出来事の存在形態，その作

図－1 社会情報



2) 以下，社会的事実資料の中での統計資料の位置づけとその社会的特質については，吉田忠『現代統計学を学ぶ人のために』（世界思想社，1995年），第4章，参照。

成方法において、以下のような特質を持つものが、統計資料である（表一 1 参照）。

まず、事物・出来事の存在形態を、(イ)自然に存在・生起するままの事物・出来事、人間の行為・心理そのものとしての出来事、(ロ)人間とその環境の中での事物・出来事における、社会的人間関係を反映した側面、に分ける。自然的広がりとしての森林面積と所有者別森林面積、人間労働の労働科学的側面とその就業・所得に関わる側面という対立がこれにあたるが、(イ)は器具・装置等の自然科学的手段によって測定（計測・観測等）可能であるのに対し、(ロ)は人間関係（社会の制度・組織等）を通じた記録や調査によってのみ把握できるようなものである。また前者は、事物・出来事の測定を個別に行なうか集団的に行なうかで測定値、測定データに分けられるが、後者に表われる数量的秩序＝統計的規則性を母胎に数理統計学が成立した事は周知の通りである。

問題は(ロ)の事物・出来事に反映した社会的人間関係であるが、それが、ある自己完結的な社会において、人間・家族と企業・団体という二重の基礎集団、及びその上の重層的な諸集団を舞台に表われる時、これを社会的集団現象とよぶ。社会的集団現象を、その基礎集団の構成要素を対象とす

表一 1 社会的事実資料

対 象		作成方法	
事物・出来事の存在形態	個別・集団の別	器具・装置等による測定	人間関係を通じた記録・調査
自然に存在・生起するままの事物・出来事、人間の行為・心理そのものとしての出来事。	個別的測定	測定値	
	集団的測定	測定データ	
人間とそれを取りまく自然・社会の中での事物・出来事における社会的人間関係を反映した側面。	個別的現象		事例的調査・記録資料
	集団的現象		集団的調査・記録資料
	社会的集団現象		統計資料

る網羅的画一的な調査・記録を通して把握した統計資料は、社会の構成員総てに関連する社会情報を与えてくれる。もちろん、個別的な事物・出来事の調査・記録が典型性を通してそれに近い社会情報をもたらす事もありうるし、また部分的な集団現象としての事物・出来事の把握が暫定的に有益な社会情報をもたらす場合も多い。しかし、社会の数量的全体像という形での社会情報を与えてくれるのは、統計資料だけである。

この統計資料の社会的特質は、それが網羅的画一的な調査または記録を通して作成される点にある。社会の基礎集団の構成要素、すなわち統計用語の世帯または事業所を対象にした網羅的画一的な行政記録である業務統計の場合の「届出」はいうまでもないが、網羅的画一的な調査、即ち統計調査の場合の「申告」も、法令や社会慣行等による「規制」を伴わざるをえない<sup>3)</sup>。統計資料のほとんどが公的機関、ないしそれに準ずるものによって作成されているのはそのためであるが、これは「個室化」されたプライバシー意識とは両立し難いものであった。

## 〔II〕 統計調査の危機

### (1) 統計調査の調査環境

個室的プライバシー意識の前進は、統計資料作成にとってマイナスの環境条件になっている。特に統計調査で作成される場合、一般的な調査の社会環境悪化が進行しており、その重要な要因として被調査者たる国民の間でのプライバシー意識の昂揚が挙げられるが、情報化社会の進展に伴うプライバシー意識の個室化はそれをさらに加重する。そして、個室的プライバシー意識による環境条件悪化の程度は、統計調査の場合が行政記録による業務統計資料作成の場合よりも大きい。

そこでまず、統計調査の調査環境悪化の実態を見る事にする。素材とし

---

3) 法令によるこの「規制」については、『同左』、50～51頁を見よ。

て近年におけるわが国国勢調査をとり上げるならば、それは次の三点にまとめられるであろう。一つは、いうまでもなく被調査者たる国民の間でのプライバシー意識の高まりである。二つは、実査組織の脆弱化、特に統計調査員の確保が困難になってきた事である。三つは、社会の国際化、特に諸外国からの在日外国人増大である。

第三の日本社会の国際化から見る。従来からも在日外国人、特に在日韓国・朝鮮の人々が、社会福祉で受けている差別待遇の是正とからめて組織的な国勢調査反対運動を行なった事がある。しかし1980年代からの在日外国人の増大は、その出身国の多様化と相まって、国勢調査の実査に大きな困難性をもたらした。1990年国勢調査では、調査票を12ヵ国語（従前の日英2ヵ国語プラス新規10ヵ国語）で準備する事になったが、それでも実査への支障解消には不十分である。その背景には、不法滞在外国人の増加とその監視体制強化の中で、在日外国人の調査忌避意識が増大しているという状況がある。

次に統計調査員の問題である。その正確性の高さを誇る国勢調査は、極めて特異な調査員制度によって支えられてきた。1920年の第1回国勢調査で「国勢調査員ハ名譽職トス」（国勢調査施行令第13条）と定め、調査員に地域名望家だけを選んだ事は、町や村に共同体意識が色濃く残っていた事と相まって、調査の正確性を高めるのに大きく貢献した<sup>4)</sup>。第二次大戦後に名譽職の規定ははずされたが、それでも調査員の多くが区長や町内会長であった事、また国勢調査員として生存者叙勲の対象とされている事は、その名残りである。この状況は、後に国勢調査をめぐるプライバシー問題を惹き起こす大きな要因となる。

しかし、高度成長期の社会の「都市化」は国勢調査での地域有力者の役

---

4) 総理府統計局編『総理府統計局百年史資料集成』第2巻人口(中)(日本統計協会、1983年)、174頁。なお、吉田忠「国勢調査事始め」(『福井県史資料編』第17巻「福井県史しおり」)には、国勢調査員が約3割の世帯の代筆をした例が示されている。

割を低め、また集計での OMR や電算機利用に基づき調査員に求められたマークシートへの転記は、地域有力者に多い高齢者の能力を越えるものであった。この地域有力者への全面依存から如何に脱却するかが、最初の調査員問題である。

この段階の調査員確保問題は、大都市郊外や中小都市の新興住宅街で特に深刻であった。農村部や都市の下町では、依然、地域有力者に依存する事ができたからである。その対策としてとられたのが、地方自治体が国の委任で行なう各種統計調査のための登録調査員制度であり、主に高学歴の専業主婦が組織された。国勢調査でも、彼女らを調査員にくみ込む努力がなされた。ただ集団住宅等で管理人が選任される場合があり、地域有力者とは別のプライバシー問題が起きている。

国勢調査員問題は、安定成長期に入ると新たな様相を示し始める。国勢調査員は、地方自治体における統計関係の定員や予算の削減の中で、国民のプライバシー意識の昂揚、共稼ぎ世帯や単身世帯等昼間留守宅の増加、インターホーンやオートロック方式などの住居様式の変化等々に対応せざるをえなくなっている。このような調査環境悪化の象徴的事件が、1990年国勢調査に際し広島市で起きた変質的単身者による女性国勢調査員殺害事件であった。その葬儀に総務庁担当の国務大臣が出席した事は、この事件の持つ重大性を示している<sup>5)</sup>。

第三の国勢調査の調査環境としてのプライバシー意識昂揚については、節を改める。

## (2)国勢調査と国民のプライバシー意識

国勢調査の実施と国民のプライバシー意識との関連が、初めて一つの社会問題として顕在化したのは、おそらく1980年国勢調査の実施時であろう。当時の新聞によれば、「今月1日行なわれた国勢調査について、総理府統計

---

5) 国勢調査員の事故の実態とその安全対策については、藤田峯三『新国勢調査論—戦後の国勢調査—』（大蔵省印刷局，1995年），69～72頁，参照。

局への苦情・問い合わせの電話は、10日までに1389件にのぼり、5年前の前回調査(約700件)の2倍近くになった。ややこしい記入方法の問い合わせ、プライバシー問題での苦情のほか、調査の意義を疑問視する声もあった。」総理府統計局もこの時から住民の要求があった時に渡す密封用封筒を準備し、記入済み調査票を密封して調査員に手渡してもよい事にしたが、新聞は、「国勢調査トラブル続出 足りない密封封筒」と報じた<sup>6)</sup>。

この問題はマスコミが広くとり上げただけではない。1972年に発足し、精神衛生実態調査の実施反対や国勢調査の密封回収を要求してきた「国民総番号制に反対し、プライバシーを守る中央会議」が、国勢調査への苦情電話を受け付け、この問題の市民運動への組織化を始めた<sup>7)</sup>。この「中央会議」は1985年国勢調査でも「国勢調査110番」を設置したが、殺到した苦情電話は、「80年調査の際には、密封用封筒をめぐるトラブルが大半であった」のに対し、85年調査では格段の広がりが見られた、という<sup>8)</sup>。

国民のプライバシー意識昂揚を背景とする国勢調査忌避意識は、1990年国勢調査に際しての一部マスコミの反対キャンペーンなどもあって、急速に高まった。その結果は、表-2のような90年国勢調査での不完全記入ないし部分的調査拒否として表われた。配偶関係、教育程度、勤め先名称等での「不詳」・「分類不能」が、前回にくらべて大幅に増加したのである。

ではこの頃、国民が国勢調査に抱いた忌避意識はどのようなものであったか。先の「中央会議」が1985年に設置した「国勢調査110番」に寄せられた苦情・意見をまとめたものが、表-3である。一見して明らかのように、

6) 引用は、『毎日新聞』1980年10月11日、9月26日。なお、85年国勢調査からは、「調査についてのお願い」の用紙で密封できるようになり、全体の1.1%の世帯が密封提出したが、その12.7%がほぼ完全記入調査票であった。90年国勢調査では3.2%が密封提出され、その48.1%がほぼ完全記入調査票であった。『同左』、55頁。

7) 山本勝美『国勢調査を調査する』（「岩波ブックレット」、1995年）、参照。

8) 広田伊蘇夫・暉峻淑子編『調査と人権』（現代書館、1987年）、243頁。



表一 2 国勢調査における「不詳」・「分類不能」  
該当数の推移

対象			15歳以上人口			就業者	
項目			配偶 関係	就業 状態	教育 程度	産業	職業
実 数 ( 万 人 )	年 次	1970 <sup>1)</sup>	1.5	0.4	4.5	4.0	1.9
		75 <sup>2)</sup>	2.6	0.0	-	16.7	6.0
		80	18.3	15.2	16.0	6.2	6.3
		85	14.4	17.7	-	16.7	16.5
		90 <sup>3)</sup>	68.1	41.7	142.6	32.1	35.6
比 率 ( %)	一 九 九 〇 年	全 国	0.68	0.41	1.42	0.52	0.58
		男 性	0.72	0.51	1.38	0.48	0.55
		東 京 都	1.40	1.20	3.14	1.25	1.24
		20代前半	1.30	0.72	0.88	1.04	1.04
		外 国 人	2.40	1.85	-	1.83	-

(注) 1) 「職業」は20%抽出集計結果。

2) 「就業状態」「職業」は20%抽出集計結果。

3) 東京部分の比率を除く「職業」は1%抽出集計結果。

(出所) 山田茂「1990年国勢調査結果の精度について」(経済統計学会  
『統計学』65号, 1993年)

苦情・意見の大半は調査員の関するものである。同表の(1)調査員に対する苦情・意見, だけでなく, (3)密封に関する苦情・意見, (5)—②, —③の調査方法, 調査票回収方法の見直しも, 調査員に関わるものである。(4)行政の指導等に対する苦情も, その多くは調査員システムに関するものである事が十分に想像される。

国民による国勢調査への苦情・意見の大半が, 調査員システムをめぐる問題に向けられていたという事実は, 特筆すべき事である。同時に, 「調査に協力しない」, 「できれば協力したくない」という漠然とした国勢調査に対する忌避感 ((2)) が, かなりのパーセントで表われている事に注目したい。筆者は, ここに個室的プライバシー意識の芽生えを見るが, この問題の検討は, 本稿のまとめの段階に残される。

表一 3 1985年国勢調査に対する苦情・意見

苦情・意見の概要	
(1) 調査員に対する苦情・意見	255件 (81.2%)
① 調査員との顔見知り関係	111件
・集合住宅の場合の顔見知り比率は高い (70%)	
・顔見知り関係の殆ど (91%) は調査員の守秘義務に対する不信感を抱いている	
② 調査員の職務怠慢や違反	80件
・調査員の肩代わり (30件)	
・「できるだけ密封しないように」(20件), 開封された (6件)	
・調査票の事前回収, 記入内容の事前調査等 (24件)	
③ 調査員の資格, 選任方法等に対する質問	31件
④ 調査員の配置の見直し	33件
(2) 国勢調査に対する忌避感	149件 (47.5%)
① 調査に協力しない	26件
・必要なし (4件)	
・協力しない (22件)	
② できれば協力したくない	62件
③ 部分的に書きたくない	54件
・勤務先の名称, 仕事の具体的内容, 生年月日, 世帯主との続柄, 氏名, 電話番号	
④ 虚偽の記入をする	7件
(3) 密封に関する苦情・意見	209件 (66.6%)
① 密封の方法について問い合わせ	47件
② 密封しても開封されるとの不安	43件
・そのため調査票は直接役所へ提出 (12件)	
③ 調査員による密封の否定	26件
・密封しないようにといった (20件)	
・開封された (6件)	
④ 政府のプライバシーに対する認識不足	26件
⑤ 密封して提出する	19件
⑥ 密封等の困難性の訴え	28件
・地方に限らず集合住宅での調査員との顔見知り関係	
⑦ 密封方式の採用	20件
(4) 行政の指導等に対する苦情	138件 (43.9%)
① 密封に対する消極性	47件
② 調査に対する啓蒙・指導の不十分	65件
・住民に対する窓口なし (36件)	
・啓蒙・宣伝の不足 (10件)	
・対応の不親切 (19件)	
③ プライバシーに対する認識不足	26件
(5) 調査に関する要望	83件 (26.4%)
① 調査項目の見直し	38件
② 調査方法の見直し	13件
・完全な自計主義	
③ 調査票の回収方法の見直し	32件
・密封方式 (20件)	
・郵送方式 (12件)	

(注) 「国民総番号制に反対し, プライバシーを守る中央会議」が設置した「国勢調査110番」に寄せられたもの。

(出所) 広田伊藤夫・暉峻淑子編『調査と人権』(現代書館, 1987年), 242頁。

### 〔Ⅲ〕人口センサスと業務統計資料

#### (1)統計調査の危機とレジスター統計—ヨーロッパの場合—

これまで使ってきた「国勢調査」は日本特有のよび方であり、国際的には「人口センサス」とよぶ。1980・81年に実施された欧米先進諸国の人口センサスでも、プライバシー意識に関わる調査の忌避・拒否の顕在化が広く見られたが、その高まりの極は旧西独における1983年人口センサス中止事件であろう<sup>9)</sup>。

旧西独の人口センサスは、財政上の理由から1983年に延期されていた。この頃、NATOによる中距離核ミサイル配置が始まったが、これに反対する市民団体が配置箇所の公開を求めて拒否されると、ミサイル配置と同時に行なわれる人口センサスに対し、「政府が配置基地について沈黙するならば、われわれも平和のために黙秘する」と、反対運動を開始した。これを契機に、それまで伏流していたプライバシーからの調査忌避意識が広範な人口センサス反対の市民運動に盛り上がる。そしてセンサス実施の直前、連邦憲法裁判所は、1983年人口センサス法が記入済み調査票の行政利用を認めていた事等を理由に、実施延期の仮処分を出し、続けて、同法による人口センサス実施や結果利用が個人のプライバシー保護に反するとして違憲の判決を下した。

かくて実施中止に追い込まれた旧西独政府は、プライバシー保護との両立を命じた違憲判決を大幅にとり入れた1987年人口センサス法を制定し、これで同年5月ようやく実施にこぎつけたが、反対運動は依前根強く、その成果は極めて不十分なものだった、という。

旧西独の場合は極端なケースであったが、基本的に同様な状況は西欧諸

---

9) 旧西独における1983年人口センサス中止事件については、浜砂敬郎『統計調査環境の実証的研究—日独比較分析—』（産業統計研究社、1990年）による。

国に共通して見られた。この統計調査の危機に対応するため、人口センサスの業務統計化の方向を進める国が現われている。その代表がデンマークであり、その根拠法の公共機関レジスター法に基づき、レジスター統計とよばれている。このレジスター統計と従来の業務統計—その代表は出生死亡等の届出で作成される人口動態統計や税関での申告から作成される貿易統計—との差異は、後者は統計資料作成目的を加味した行政記録として各業務当局が作成するのに対し、レジスター統計は、統計局設置法とレジスター法に基づいて徴収・編成された統計レジスター（厳重に管理された全国民の個人情報データベース）を基礎に統計局が作成する、という点にある<sup>10)</sup>。

欧米先進国やわが国で進むプライバシー意識昂揚と統計調査危機の中で、人口センサスを含む統計再建の方向を、このレジスター統計に求める人々がいる。それで問題は解決するであろうか。

## (2)業務統計としての人口統計

わが国にも行政記録から作成される人口統計がある。住民基本台帳人口がそれであるが、では国勢調査とどちらが正確であろうか。両者は調査時点が異なっており、また前者が外国人を含んでいないため、その調整を行なって比較したのが表-4であるが、一貫して住民基本台帳人口が国勢調査のそれを上回っている。考えてみれば当然であるが、住民基本台帳への記載は、公職選挙、社会福祉、学校教育等での権利の保障となり、国勢調査のように忌避意識を抱く余地が少ない。両者の差異は、その大部分が国勢調査での調査もれによる、と考えてよいであろう。

同様な状況は、在日外国人に関する国勢調査結果と外国人登録数との差にも見られる(表-5)。外国人が日本に90日以上滞在するためには、法に

---

10) デンマークのレジスター統計については、工藤弘安「統計調査における情報提供 (I)—諸概念の考察とその周辺—」(『成城大学経済研究』第92号, 1986年), 同「統計調査における情報提供 (II)—事例研究・デンマークその1—」(『同上』第108号, 1990年)による。

表一 4 国勢調査人口と住民基本台帳人口

国勢調査人口				住民基本台帳人口			(D)-(C)
調査時期	(A) 人口 (千人)	(B) 外国人人口 (千人)	(C)=(A)-(B) 差 引 (千人)	調査時期	人口 (千人)	(D) 10月末推計人口 (千人)	両人口 の差異 (千人)
年 月 日				年 月 日			
1980.10.1	117,060	669	116,391	1980.3.31	116,195	116,602	211
				81.3.31	117,009		
1985.10.1	121,049	720	120,329	85.3.31	120,008	120,365	36
				86.3.31	120,721		
1990.10.1	123,611	866	122,725	90.3.31	122,745	122,951	226
				91.3.31	123,157		
1995.10.1	125,570	1,140	124,430	95.3.31	124,655	124,785	355
				96.3.31	124,914		

(注) (1)住民基本台帳人口には外国人人口が含まれていないため、国勢調査人口から外国人人口を差引いた。

(2)調査時期が国勢調査が10月1日、住民基本台帳が3月31日であるため、国勢調査実施年とその次年の住民基本台帳人口の算術平均を求め、これをその10月末推計人口とした。

(出所) 国勢調査人口は総務庁『国勢調査報告』各年、住民基本台帳人口は自治省『住民基本台帳人口要覧』平成9年。

表一 5 国勢調査外国人人口と登録外国人数

年 次	(A)	(B)	(B)-(C)
	国勢調査外国人人口 (千人)	登録外国人 人数 (千人)	差 引 (千人)
1980	669	783	114
85	720	851	131
90	886	1,075	189
95	1,140	1,320	180

(注) 調査時期は国勢調査が10月1日、登録外国人数が12月31日である。

(出所) 国勢調査は表一 4 に同じ。登録外国人数は、法務省『出入国管理年報』各年による。

基づき外国人登録をせざるをえず、それ故、外国人登録数が国勢調査外国人人口よりも大きく上回っている。しかし問題は、不法滞在外国人であるが、彼らは外国人登録が不可能であるどころか、「官憲」の把握からひたす

表一6 国籍(出身地)別不法残留者数の推移 単位:人, (%)

	1990.	1991.	1992.	1993.	1994.	1995.	1996.	1997.	1998.
総数	7.1 (100.0)	5.1 (100.0)	5.1 (100.0)	5.1 (100.0)	5.1 (100.0)	5.1 (100.0)	5.1 (100.0)	1.1 (100.0)	1.1 (100.0)
韓国	13,876 (13.0)	25,848 (16.2)	35,687 (12.8)	39,455 (13.2)	43,369 (14.8)	47,544 (16.6)	51,580 (18.1)	52,387 (18.5)	52,123 (18.8)
フィリピン	23,805 (22.4)	27,228 (17.0)	31,974 (11.5)	35,392 (11.9)	37,544 (12.8)	39,763 (13.9)	41,997 (14.8)	42,547 (15.0)	42,608 (15.4)
中国	10,039 (9.4)	17,535 (11.0)	25,737 (9.2)	33,312 (11.2)	39,738 (13.5)	39,511 (13.8)	39,140 (13.8)	38,296 (13.5)	37,590 (13.6)
タイ	11,523 (10.8)	19,093 (11.9)	44,354 (15.9)	55,383 (18.5)	49,992 (17.0)	44,794 (15.6)	41,280 (14.5)	39,513 (14.0)	37,046 (13.4)
ベトナム	242 (0.2)	487 (0.3)	2,783 (1.0)	9,038 (3.0)	12,918 (4.4)	15,301 (5.3)	13,836 (4.9)	12,942 (4.6)	11,606 (4.2)
マレーシア	7,550 (7.1)	14,413 (9.0)	38,529 (13.8)	30,840 (10.3)	20,313 (6.9)	14,511 (5.1)	11,525 (4.1)	10,390 (3.7)	10,141 (3.7)
中国(台湾)	4,775 (4.5)	5,241 (3.3)	6,729 (2.4)	7,457 (2.5)	7,871 (2.7)	7,974 (2.8)	8,502 (3.0)	9,409 (3.3)	9,430 (3.4)
イラン	764 (0.7)	10,915 (6.8)	40,001 (14.3)	28,437 (9.5)	20,757 (7.1)	16,252 (5.7)	13,241 (4.7)	11,303 (4.0)	9,186 (3.3)
その他	33,923 (31.9)	39,068 (24.4)	53,098 (19.0)	59,332 (19.9)	61,298 (20.9)	61,054 (21.3)	63,399 (22.3)	66,199 (23.4)	67,080 (24.2)

(注) 不法残留者数は、外国人の入国記録、出国記録等の突合処理からえられたものであるが、突合処理からみられるものがあり、誤差をふくむ概数値である。なお、当然であるが、不法入国者数は含まれていない。

(出所) 法務省入国管理局「本邦における不法残留者の数について(平成10年1月1日現在)」(1998年2月)。

ら逃げようとするのみである。その内不法残留者数については、法務省入国管理局が入出国記録から推計した数値が公表されているが、1998年1月現在約277千人である（表一6）。

業務統計はこのように、行政上の「申告」が人々にとってメリットである時より正確なものとなるが、それが人々に大きな不利益をもたらすような時は、極めて不正確なものとなってしまう、統計資料としての基盤を失う事になる。政府は、強制力を伴う様々な方法で総ての個人を把握した上、行政のあらゆる側面で収集した個人情報をもその上に集積しようとするであろう。統計作成を基本的に業務統計に依存しようとする、必然、「国民総背番号制」に向わざるとえないのは、このためである<sup>11)</sup>。

プライバシー意識の昂揚を理由に、統計調査を簡単に見捨てる事はできない。

#### 〔IV〕近代国家と人口センサス

##### (1)近代的人口センサスの歴史

ここで近代国家における人口センサスの意義と役割を見るため、その歴史を簡単に見ておこう。プライバシー論から国勢調査を批判する人々が、その役割を、近代国家による国民の把握と管理の面においてのみとらえる傾向が見られるからである。

---

11) 政府は98年3月、10桁の個人番号をつけた全市町村の住民票を全国ネットワーク化させようとする住民基本台帳法改正案を、国会に提出した。この「住民基本台帳ネットワークシステム」=国民総背番号制に対しては、(イ)国民がその氏名・性別・住所・生年月日（本人確認情報）の入った住民基本台帳カードで各種行政サービスを受ける過程で、このカードにそれ以外の個人情報がインプットされていき、そして(ロ)それがネットワーク化されるため、それら個人情報の漏洩・盗用の危険が大きくなる、という指摘がなされている。野村務「住民票番号制のはらむ危険性」（『朝日新聞』98年3月31日）。

まず注意すべきは、支配権力による人民把握の目的と方法が近代とそれ以前で大きく異なる事である。近代以前、厳密には絶対主義的国民国家期迄の人民把握は、貢納・動員を始めとする人民の義務確認を直接目的とした上、権力的行政機関によって強制的に推進された。わが国の例でいえば、安土桃山時代の大閤検地と検地帳、徳川初期の宗門改めと宗旨人別帳、明治初年の地租改正等がそれにあたる。

国家レベルで行なわれた最初の近代的な人口センサスは、1790年の米国第1回人口センサスであるが、これが1788年米国憲法第1条2節3項「下院議員および直接税は、連邦に加入する各州の人口に比例して、各州の間に配分される。……実際の人口の算定は、合衆国連邦議会の最初の開会から3ヵ年以内に、またその後10年毎に、法律の規定に従って行うものとする。」に基づいて行なわれた事は、特筆に価する<sup>12)</sup>。それ迄の人民把握がその義務確認を目的に行なわれてきたのに対し、初めてその権利（参政権）確認のために行なわれたからである。このセンサスが徴税の目的を兼ねていたとしても、その意義は大きい。

連邦下院議員の州別定数決定を人口センサスに依存した背景には、米国が封建遺制をもたぬ移民社会であったという事情がある。そもそも統計調査は、近代化の中で進んだ人々の主体性確立や社会的人間関係の稀薄化、行政による直接的人民把握の弛緩等を背景に、即ち社会の都市化とマス社会化を背景に進んだものである。歴史的に見て、人口センサスが19世紀初頭から半ばにかけて市民革命を経た英、仏、オランダ、ベルギー等で始められたのは、そのためである。そしてベルギーの第1回人口センサス(1848年)から、世帯単位の調査票による自計式調査、権力的行政組織から独立した統計調査機構が導入された<sup>13)</sup>。

---

12) 宮沢俊義編『世界憲法集(第4版)』(「岩波文庫」, 1983年), 33~34頁。なお、この人口は「自由人」のみであり、先住民のインディアンは除外され、黒人は自由人=白人の60%とされた。アメリカ独立の光と影である。

13) 足利末男『社会統計学史』(三一書房, 1966年), 151頁。



しかし、現在先進国とよばれる国々の中で19世紀半ば迄に人口センサスを実施しなかった国が三つある。1860～70年代によく近代国民国家形成をなしとげた独、伊、日の三国であるが、独伊両国が国家統一の直後に人口センサスを実施したのに対し、日本の第1回人口センサス(国勢調査)は1920年迄待たなければならなかった。何故であろうか。

## (2)日本の人口センサス（国勢調査）

日本の人口センサスが欧米近代国家に遅れたのは、なによりも、維新直後に新しく作られた戸籍が、徴兵、納税、義務教育等のための人口把握の役割を代行した事による。さらにいえば明治の日本では、議会制の基礎としての国民の参政権確認の必要はなく、また財・サービス購買、労働力供給の全国市場として人口をとらえる程には「資本」が成熟していなかった事にもよる<sup>14)</sup>。

1872年の壬申戸籍に始まる戸籍制度は、家族員が戸主の下に「尊卑・男女・長幼」の順に排列される家父長的家制度に基づいており、またその「家」を地番と結びつけて（最初は屋敷番号と結びつけて）もれなく把握し、さらにその把握者たる「戸長」を通して中央集権的権力にくみ込みようとした点で、明らかに日本の近代化の遅れた側面を表わしている。しかし、旧幕の宗門人別帳が、公家や大名・武士を除き百姓町人、社人、男女僧尼等を身分的な族属別にとらえて作成されたのに対し、壬申戸籍は、「此度編成ノ法臣民一般（華族士族卒祠官僧侶平民迄ヲ云）其住居ノ地ニ就テ之ヲ収メ専ラ遺スナキヲ旨トス」として皇族を除き「四民を平等に」とらえようとしており、また1898年から1914年迄、「家」本位の戸籍簿と「個人」本位の身分登記簿（出生・死亡・結婚等の身分行為を登記）が並行的に作成され

14) 上杉正一郎『経済学と統計（改訂新版）』（青木書店、1974年）、171～172頁。

15) 総理府統計局編『総理府統計局百年史資料集成』第2巻人口（上）（日本統計協会、1976年）9頁。

ていた事は、その近代的側面を表わしている<sup>16)</sup>。また壬申戸籍の制定時に、それを6年毎に作り直す事、その間同一様式で「全国戸籍表」を毎年作成する事が定められたが(ただし間もなく廃止)<sup>17)</sup>、これが実現していたならばそれは人口センサスに一步近づいていたであろう。

このように壬申戸籍には「光と影」がある。しかし、皇室の戸籍たる「皇統譜」を定めた皇室典範(1889年)、「皇室の藩屏」たる華族制度を定めた華族令(1884年)、「家」制度を法的に固定した明治民法(1898年)と並んで、戸籍制度が明治の支配体制の一翼を担った事は明らかである。この体制のもとで被差別身分や植民地の人々が厳しい差別にあったように、戸籍からはみ出された妾・庶子のような「日陰の存在」も戸籍制度のもとで厳しい差別にさらされた。

この戸籍制度は、明治末期以降、日本の重化学工業化・都市化の中で多くの問題点をかかえ込む。その最大の問題は、激しい人口流動化によって出入寄留届の遺漏が大きくなり、本籍人口から算出した現住人口に誤差が累積した事である。これは巨大複雑化した行政の要請に応えられなくなったばかりでなく、ようやく人口をマーケットとして認識し始めた巨大企業の期待を裏切るものであった。この事情を背景に、いくつかの政治的行政的曲折をへて、1920年の第1回国勢調査に至るのである<sup>18)</sup>。

その歴史的意義については既に述べた事があるので、以下、要点のまと

16) 井戸田博史『家族の法と歴史』(世界思想社、1993年)、15~23頁、金子治平『近代統計形成過程の研究』(法律文化社、1998年)、47頁。

17) 前出『総理府統計局百年史資料集』第2巻人口(上)、12頁、25頁。

18) 人口センサスは、最初、杉亨二によって「人別調査」と訳されたが、1896年3月、渡辺洪基等の議会請願では「民勢調査」とよばれた。しかし、同月、両院で議決されるに際しては「国勢調査」とされた。これは、「此ノ調査ハ独リ現状ヲ明ニスルノミナラズ回ヲ累ヌルニ随ヒ益々国勢進歩ノ程度ヲ明確ニスルコトヲ得ルモノニシテ」と、日清戦争後の時勢を反映した命名である。総理府統計局『総理府統計局八十年史稿』(1951年)、121頁。

めにとどめる<sup>19)</sup>。第一は、「現人神」、「上御一人」などとよばれ「臣民」とは全く別個の存在とされていた天皇が国勢調査の対象となり、1920年10月1日の人口55,963,053人の1人とされた事である。これは、明治憲法下の天皇制の理念からいってあってはならない事が行なわれた、と見る事ができる。第二に、庶民の中で国勢調査を最も歓迎したのは、種々の事情により戸籍から疎外されていた「日陰の身」の女性たちであった事である。これは、国勢調査の「配偶の関係」の記入が「実際の状態に依るので、必ずしも戸籍と同一でなくて宣しい」とされていた事による<sup>20)</sup>。

国勢調査のこのような側面は、明らかに大正デモクラシィと歩を一にするものである。これを無視して、国勢調査ないし人口センサスを国家権力による国民の管理統制の手段としてのみ見ようとするならば、それは軽率のそしりを免れないであろう。

## 〔V〕統計調査とプライバシー

### (1) プライバシィ権と「知る権利」

人口センサスなどの統計調査でプライバシーが侵害されたという時、その具体的な形は次のような分けられるであろう。

(イ)統計調査での調査票記入事項が第三者に知られ、物質的損害や精神的苦痛を受けた。(これには、統計調査に関し必要な秘密保護の法的規定が不十分であった結果生じた場合と、十分な法的規定があったにもかかわらず生じた場合とがある。)

(ロ)統計調査の実査で、その回答に精神的苦痛を伴うような質問をされた。

(これには、その精神的苦痛が、調査員と面識があったため生じた場合と、面識の有無と関係なく生じる場合とがある。)

---

19) 前出吉田『国勢調査事始め』6～8頁。

20) 前出『総理府統計局百年史資料集成』第2巻人口(中)、169頁。

(イ)統計調査の対象とされる事自体が、精神的苦痛である。(これも、調査員との面識の有無で二つの場合に分けられる。)

これらが区別されぬまま、統計調査に対する「知られたくない権利」がプライバシー権として主張されている<sup>21)</sup>。先に「個室的プライバシー意識」とよんだものは、(イ)を主内容とするプライバシー権の主張であった。

この「知られたくない権利」は「知る権利」と無関係ではなかった。旧西独での1983年人口センサス中止事件がそのよい例である。それは、単に「センサスの対象とされるのは嫌だ」ではなかった。当時、東西冷戦の最前線であった旧西独の人々にとって核ミサイル配置箇所は絶対知りたい情報であり、それを「知る権利」の主張とうらはらに、人口センサスで「知られたくない権利」が行使されたのである。

もちろん法的に見て、プライバシー権と知る権利とは異なる。プライバシー権は、「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」という憲法第13条に定められた「幸福追求権」の一部を構成する。一般的には、「自己の存在にかかわる情報を開示する範囲を選択できる権利」すなわち「個人情報<sup>・</sup>の自己管理権<sup>・</sup>」を意味する情報<sup>・</sup>のプライバシー権<sup>・</sup>に限定される。ひとりで静かに過していたいという権利を意味する静穏<sup>・</sup>のプライバシー権<sup>・</sup>とは別のものとされている点に注意すべきである<sup>22)</sup>。

一方知る権利の方は、「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。」という憲法第21条の「表現の自由」に基礎をもつ。

---

21) 企業を対象とする統計調査で、企業が「営業の秘密」でもって「知られたくない権利」を主張する時があるが、企業には基本的人権に属するプライバシー権は本来的に存在しない。むしろ上場企業などでは、社会の公器として(独自の技術やノウハウを除き)ディスクロージャーの義務を負っている。「営業の秘密」は、法的には、平成6年の「不正競争防止法」で初めてとり上げられたが、そこでは文字通り、「営業秘密」をめぐる不正行為が公正な競争を妨げる、という形で扱われている。

22) 佐藤幸治『憲法(第3版)』(青林書院、1995年)、454頁、461頁。

この表現の自由は、「思想・信条・意見・知識・事実・感情など個人の精神活動にかかわる一切のもの（これを包括して『情報』と呼ぶことにする）の伝達に関する活動の自由」であり、そのためには、情報受領権、情報収集権が前提とならざるをえない<sup>23)</sup>。特に、公権力との関連での積極的な情報収集権を「知る権利」とよぶのが普通である。

この両者の権利が端的に矛盾するのは、知る権利に基づく国・地方公共団体への情報公開の要求と、これら公権力が保有する個人情報の保護とが対立する場合であろう。普通、個人のプライバシーに関わる情報は、「公人」等の場合を除いて知る権利の例外とされる<sup>24)</sup>。逆に個人情報保護条例を情報公開条例と併せて制定し、プライバシー権を保護する地方自治体が多く見られる。

これは、ある人の知る権利と他の人のプライバシー権との対立であるが、ある人が国・地方自治体の保有する自らの個人情報の公開・訂正を請求する場合は、問題が別になる。ここではある人の知る権利が、その人のプライバシー権——個人情報の自己コントロール権——に包含される事になるからである<sup>25)</sup>。プライバシー権は、ただ受身の防衛的なものではなく積極的にコントロールしていかなければならないものなのである。

この自己管理の中には、憲法第13条の幸福追求権にも付されている「公共の福祉」への配慮が入らなければならない。なぜならば、「公共の福祉」は「本質的に個人の基本的人権と対立する実体的な多数者や全体の利益を意味するのではなく、各個人の基本的人権の保障を確保するための、基本的人権相互の矛盾・衝突を調整する公平の原理である」からであり、そのためプライバシー権の主張にもその「内在的制約原理」に基づく「最小限

---

23) 『同左』、513～514頁。

24) 松井茂記『情報公開法』（「岩波新書」、1996年）、76～77頁。

25) 春日市個人情報保護審議会専門研究会編『「知る権利」・「知られない権利」』（信山社、1996年）、35～37頁。

の秩序」が求められるからである<sup>26)</sup>。

公共の福祉としての公平の原理は、このような内在的制約原理だけではなく、「形式的平等に伴う弊害を除去し多数の人々の生活水準の向上をはかるといふ積極目的のための原理」、すなわち「政策的制約原理」でもある。そこから「公権力が、個人の道徳的自律の存在に直接かかわらない外的事項に関する個別的情報を、正当な政府目的のために、正当な方法を通じて取得・保有・利用しても、直ちにはプライバシーの権利の侵害とはいえない」事になる<sup>27)</sup>。

これを人口センサスないし国勢調査とプライバシー権の関連でいえば、次のようなになる。「プライバシー権は、現代的な基本的人権としてきわめて重要である。とはいえ、……権利に内在する一定の制約は受けることになろう。それがどのような場合であるかを定式化することは容易ではないが、国家意思の一つの重要な表現形態である法律が制定される場合には、それにより個別具体的に、一定の制約に服することになる。国勢調査についていえば、統計法という法律によって、現代的なプライバシー権も制約されるとみることができる。しかし、その制約は、必要最小限でなければならぬ。また、それは合理的なものでなければならぬ。」<sup>28)</sup>

## (2)統計調査とインフォームド・コンセント

以上のようなプライバシー権に関する理解を前提に、先にあげた統計調査がもたらすとされるプライバシー侵害の具体的形態を検討してみよう。まず、(イ)調査票記入事項が行政的に利用されたり非合法または不適切な形で漏洩したりして、物質的・精神的被害を受けた場合である。これは、近代的統計調査のあり方として論外にお粗末な事態である。調査結果の統計目的以外使用の禁止(例外的な使用許可の場合の厳しい個人名秘匿)、記入済

---

26) 前出佐藤『憲法(第3版)』, 403頁。

27) 『同上』, 403頁, 455頁。

28) 堀部政男『現代のプライバシー』(「岩波新書」, 1980年), 188～189頁。

調査票の厳重な保管，調査員を含む調査関係職員の調査に関する守秘義務の徹底（秘密漏洩に対する厳罰措置）等が，法令で完備され，かつ統計調査過程がそれに沿って厳格に行なわれなければならない。しかし国勢調査の場合，法令の整備とそれに基づく厳格な実施を行なおうとした時，動員される膨大な数の国勢調査員に守秘義務を徹底させる事が大きな課題となる。第1回国勢調査以来のわが国に特異な国勢調査員制度が，近年その色彩を薄めているとはいえ輪をかけてこの問題を大きくしている。

次に，(ロ)統計調査でなされる質問がプライバシーとの関わりで国民に精神的苦痛を与える場合である。このとき，国勢調査の社会的意義，調査票の目的外使用禁止，調査関係者の守秘義務等の制度と実態を十分に説明し，さらに人々の求めるプライバシー漏洩防止措置を可能な限り十分に受け入れながら，その精神的苦痛をできる限りやわらげ，統計調査に応ずるよう，説得するほかはない。医療でいうところのインフォームド・コンセントが必要であり，求められるのである。しかしここでも，人々との顔見知りが多くなるわが国の国勢調査員制度が大きな問題になっている。

最後に，(イ)の「とにかく調査はご免だ」という個室的プライバシー意識であるが，国勢調査の実施では實際上これが最大の問題となっている。既述のようにこれは，個人情報自己管理権としてのプライバシー権ではない。個人は，一定の事柄に関し権力等外部からの干渉なしに自ら決めうるとする「自己決定権」に属する。この権利は，普通，自らの生命・身体・結婚・出産等に関していわれる。しかし，個人の服装・身なり，喫煙・飲酒等に迄広げて人権とみなすか，また，「人格的自律権を支える環境といった意味合い」を持つ静穏のプライバシーを同じく人権とみなせるかについては，議論が分かれるようである<sup>29)</sup>。だからこの静穏のプライバシー権で，法律に定められた国勢調査に対抗する事は無理であると思われる。問題は，国勢調査のもつ社会的な公共性をどのように認識すべきか，また国勢調査

---

29) 前出佐藤『憲法（第3版）』，460～461頁。

を忌避する人々にいかにこの公共性を理解してもらおうかであろう。

この国勢調査の公共性に関し、極めて重要でありながら忘れられがちなものに、国会議員の選挙区別定数の不均衡問題がある。

## 〔VI〕 結びに代えて

最後に二つの問題をとり上げて、結びに代える。第一は、国勢調査結果と国会議員選挙区別定数改正の問題である。以前の中選挙区制のもとでは、衆議院議員の選挙区別定数は公職選挙法第13条の別表第1で定められていたが、その表には、「本表はこの法律施行の日から5年ごとに、直近に行われた国勢調査の結果によって更正するのを例とする。」と付記してあった。初め最高裁は、この規定が議員定数の人口比例配分を積極的に規定していないとして、議員定数の決定は国会の立法権に属するとしていた。しかし「一票の格差」が憲法第14条「法の下での平等」とは両立しえない程に拡大したため、最高裁も、1983年11月、一票の格差1対3.94に対し違憲状態という判断を、また同時に1対2.92には合憲の判断を下した。その結果、違憲の目安を1対3においている、と推定されている<sup>30)</sup>。しかし憲法学界の通説は、「いかなる理由であれ、1対2を越えないことが限界であると解すべき」とされており<sup>31)</sup>、この最高裁判例も最高裁の現実妥協の姿勢の表われと見ざるをえない。

1994年の小選挙区制導入に伴い公職選挙法第13条の付表1は、各選挙区の区域を表わすものに改正されたが、「この表は、国勢調査の結果によって、

---

30) なお参議院の選挙区別議員定数は、旧公職選挙法以来、第14条の付表2で示されているが、これには「国勢調査結果による更正」という付文がついていない。これを参議院議員の選挙区別議員定数における非人口的要素の重視と見る最高裁は、5倍を超えるような一票の格差をも合憲としてきたが、最大格差6.59で行なわれた1992年の参院選に関して、ようやく「違憲状態」という判決を下した(1996年9月)。

31) 前出佐藤『憲法(第3版)』, 117頁。



更正することを例とする。」という付文は残された。それだけでなく、別に「衆議院議員選挙区画定審議会設置法」が作られ、衆議院議員選挙区画定審議会が「各選挙区の人口（国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果）のうち、その最も多いものを最も少ないもので除して得た数が2以上とならないようにすることを基本」として定める事になった。10年ごとの大規模国勢調査の結果に基づいてではあるが、選挙区別の一票の格差を2以下に押えようとした事は、大きな前進であった。

しかし、この小選挙区制が政治的妥協から、各県にまず1選挙区を割り当て、残りを人口比例で配分するという方式をとったため、1995年国勢調査結果で既に1対2.31の格差が生じていた。96年10月の総選挙は、そのまま行われたが、これに対して東京高裁は、最大格差2以下の規定を評価しつつもこの格差は合憲の範囲内とした(97年11月)。これは、国民の国勢調査に対する期待を裏切り、その公共性に対する認識を後退させるものである。

第二は国勢調査員の問題であるが、これは理念的にはなく具体的实际的に論ずべき問題であろう。そこで、95年国勢調査に関して九州大学経済学部が行なった実態調査から、国勢調査員の職業と就任動機を見てみよう<sup>32)</sup>。これは都市部と農村部で大きく異なるが、同じ都市部でも東京近郊の町田市では、無職の女性(61%)が、収入を得るため(71%)、他に社会勉強(41%)、複数選択)、広報に応募した(62%)ケースが圧倒的であった。これに対し福岡市では、町内会推薦か町内会役員であるため(89%)、無職の男女(56%)、他に会社員(16%)が、仕方なしに(60%)引き受けたケースが多かった。農村部(熊本県5町村、鹿児島県6町、長崎県5市町)では、概して、公務員・無職男女・農林水産業の人々が、市町村の直接依頼、自ら市町村職員・町内会役員である事等のため、仕方なしに、あるいは社会

---

32) 浜砂敬郎他『1995年統計環境実態調査(国勢調査調査員調査)』(日本統計研究所所報 No.24, 1998年)。

勉強・社会奉仕のために引き受けている。長崎県では、収入目的が最大の動機になっている点が注目されるが、これは島嶼部のためと考えられる<sup>33)</sup>。

このように地域差が大きいですが、都市部では顔見知りではないが責任もって実査にあたるような国勢調査員をパートタイマーとして組織する可能性が表われている。農村部でも顔見知りでない調査員が求められつつあり<sup>34)</sup>、仕方なしに引受けている町内会関係者の高齢化とともに、都市型の国勢調査員制度への転換が必要になりつつある。

最後に、この実態調査の中で国勢調査員が、「国の統計調査にもっと協力が得られるようにする」ためには「調査結果が政治や行政にどのように役立っているかを知らせる」ことが最も効果的だと考えている事、そしてそのために必要な小中学校での教育は、「グラフの作り方や計算の仕方」ではなく「統計と人々の生活の結びつき」を教えるのが大切だと考えている事を指摘して、結びとしたい<sup>35)</sup>。

付記 生田靖教授からは、公私にわたって40年に及ぶご高誼をいただいた。今回の関西大学退職にあたり、教授の専門である農産物市場論や協同組合論の論文を執筆したいと考えたが、私も身辺に異動があり、その準備が整わなかった。そのため、第48回軽井沢夏期大学(1996年8月)、京都大学春秋講義(1996年10月)で話した事を骨子に本稿を執筆し、責めを果たすこととした。生田教授のご寛恕を乞いたい。

---

33) 『同左』, 154頁。

34) 『同上』, 144頁。

35) 『同上』, 10~11頁。